

しゅっしょうとどけ

出生届

しゅっしょうとどけ

○ 出生届

こども う とき しゅっしょうとどけ やくしよ し にほん こくない こども う
 子供が 生まれた 時に、市区町村の 役所に 知らせます。日本の 国内で 子供を 生んだ

しゅっしょうとどけ だ
 ときは、出生届を 出して ください。

しゅっしょうとどけ ほか てつづ う こども とくべつえいじゅうきよかしんせい
 出生届 の 他にも、手続きが あります。生まれた 子供の 特別永住許可申請 をして、

ざいりゅうしかく しよるい しゅっしょうとどけ
 在留資格 を とります。これらの 書類も、出生届 と いっしょに だして ください。

こども う とき こくせき く に し てつづ ほうほう たいしかん
 こどもが 生まれた 時は、国籍が ある 国にも 知らせて ください。手続きの 方法は、大使館

りょうじかん き
 か 領事館で 聞いて ください。

とくべつえいじゅうきよかしんせい しみんだい か と あ
 ※ 特別永住許可申請 に ついては、市民第2課 まで お問い合わせ ください。

ざいりゅうしかく あたら ざいりゅう かんりせいど み
 ※ 在留資格 に ついては、5「新しい 在留 管理制度」 を 見て ください。

し とき しゅっしょう ひ い にち いない
 (1) 知らせる 時：出生の 日を入れて 14日 以内

し ひと ちちおや ははおや
 (2) 知らせる 人：父親 か 母親

し ところ う ところ じゅうしよ ところ ほんせき しゅっしょうとどけ
 (3) 知らせる 所：生まれた 所か、住所が ある 所、または 本籍の ある 市区町村

やくしよ
 の 役所

にしのみやし てつづ ところ
 西宮市で 手続きを する 所：

にしのみやしやくしよ しみんだい か こせきたんとう
 西宮市役所 市民第1課 戸籍担当 0798-35-3128

にしのみやしやくしよ しみんだい か
 西宮市役所 市民第2課 0798-35-3104

せいかつの いろいろなこと (にしのみやしの ばあい)

ひつよう しよるい
 (4) 必要な書類など

① 出生届書：病院などでもらいます。出生証明書と同じ書き方です。

② 出生証明書：子供を生んだ時、出産届書に、医者か助産師の証明を受けたもの

③ 知らせる人の印鑑：印鑑がない人は、サイン（署名）でもいいです。

④ 母子健康手帳：妊娠がわかった時に、住んでいる市区町村の役所に妊娠届を出します。その時この手帳を受け取ります。）

⑤ 父と母の国籍を証明する書類：パスポートなど。外国人の夫婦は必要です。

⑥ 結婚を確認する書類：外国人の夫婦は必要です。

⑦ 国民健康保険証：国民健康保険に入っている人は必要です。

※ 市区町村によって、申し込む所、申し込む方法、サービスの種類、名前がちがうことがあります。

くわにほんごひと いっしょ き
 詳しいことは、日本語がわかる人と一緒に聞いてください。